

(別紙)

答 申
(答申第1号)

1 審査会の結論

審査請求人が、令和4年9月30日付けで荒尾市長（以下「実施機関」という。）に対して、対象文書の開示を求めた審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、却下すべきである。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、令和4年1月26日付けで実施機関に対し、荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）に係る設計・施工・指定管理委託料48億円の債務負担行為の算定根拠となる行政文書の開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、(1)の開示請求の対象となる文書を「荒尾ウェルネス拠点施設（仮称）整備・運営事業 VFMシミュレーション結果」、「1-1 前提条件①」、「1-2 前提条件②」、「3 維持管理・運営費」、「5-2 支払表 PFI方式（PFI-LCC）」及び「5-3 PFI方式 長期借入・割賦金利」（以下、「荒尾ウェルネス拠点施設（仮称）整備・運営事業VFMシミュレーション結果等」という。）並びに荒尾市ウェルネス拠点施設における補助金・交付金の活用想定等と特定し、荒尾ウェルネス拠点施設（仮称）整備・運営事業VFMシミュレーション結果等については、その一部が条例第7条第3号ア及び第6号イに該当するため、不開示情報を除いた部分を開示する決定（以下「前処分」という。）を令和4年3月11日付けで審査請求人に行った。
- (3) 審査請求人は、条例第6条の規定に基づき、令和4年8月10日付けで実施機関に対し、(1)の開示請求で開示された文書の作成基礎となる金額（単価等）の引用先若しくは設定の考え方を記した文書（前処分で不開示となった部分を含む。以下「対象文書」という。）を含むウェルネス拠点施設（仮称）整備・運営事業に係る行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件開示請求の対象となる文書を特定するため、審査請求人に電話で連絡し、確認を行った。
- (5) 実施機関は、令和4年8月24日付けで審査請求人に対し、本件開示請求の対象となる行政文書のうち、対象文書を除いた行政文書について、開示決定、部分開示決定及び不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (6) 審査請求人は、令和4年9月30日付けで実施機関に対し、本件審査請求を行った。

- (7) 実施機関は、審査請求書中市が行った処分又は不作為について選択する欄に記載がないため、令和4年11月8日付けで審査請求人に補正を求めた。
- (8) 審査請求人は、(7)の補正の求めに対して、令和4年11月14日付けで「市が行った処分」に対する審査請求である旨の補正を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文書の全部の開示を求める。

(2) 審査請求人の主張

審査請求人の主たる主張は、おおむね次のとおりである。

ア 対象文書は、令和4年3月11日付けで開示された文書に記載する金額や単価等の根拠となる数値情報であり、既に開示されたものの基礎的な数値並びに考え方については開示すべきである。

イ 実施機関は、対象文書について「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を理由に挙げるが、その判断に当たっては、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められ、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、蓋然性が要求されること、対象文書は、予算化のために用いた資料であることから、令和3年12月議会において議決し予算化された後は、公開しても実施機関の事務の執行に支障をおよぼすおそれはなく、実施機関は漠然と恣意的に不開示情報と判断している。

ウ 対象文書は、事業に係るシミュレーションに当たり、その事業にどの程度の価値があるかを算定するためのもので、その結果や効果を有効に検証評価するためにもこれを公開することは、主権者である市民への説明責任の点から重要である。

エ 本件開示請求後、実施機関の担当者と開示請求の対象となる行政文書について話をしたが、対象文書を請求内容から取下げてはいない。

オ 開示請求に対して、実施機関が処分すべきことをやっていないということも一つの処分である。

4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求後、審査請求人と開示請求の対象となる行政文書について話をした。その際、対象文書については前処分に基づき開示した文書が全てであり、既に審査請求人へ開示している旨を伝え、開示請求対象から除くことの理解を得たと認識し、対象文書については、開示あるいは非開示の処分をしなかった。

(2) 審査請求人は、本件審査請求は本件処分に対するものであるとするが、審査請求書の裏面に記載される審査請求の趣旨及び理由から前処分に対する審査請求であると認識される。しかし、前処分は審査請求時点で審査請求ができる期間を過ぎており不適法であるため、却下されるべきである。

(3) 前処分についても、次のような理由から適切な判断である。

ア 条例第7条第6号イに該当するとして不開示とした部分については、市がVFMを算定するに当たって設定している前提条件であり、公知のものとする事で、事業への参加を検討する事業者が入手し、提案書に反映することが可能となることから、次のようなことが想定され、業者選定に係る公正かつ適正な事業遂行に著しい支障を及ぼす蓋然性がある。

(ア) 市が想定する前提条件に近似することで、本事業の趣旨・目的に反して民間の資金や技術能力等の活用範囲が限定され、公共の利益を害すること。

(イ) 市が想定する前提条件に近似した提案（人件費の分配、利用料金の設定、収支計画等）で審査を優位に進めること。

イ 条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした部分については、本資料を作成した事業者の社外秘扱いとされている事業者のノウハウを含み、これを開示した場合には事業者の事業に影響を及ぼし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(4) 3 審査請求人の主張の要旨(2)審査請求人の主張のイについて、対象文書は議会の議決を経るための説明資料の内訳であり、議決に至った議案資料には含んでおらず、大枠として議決を経ていることを理由に当然に開示されると判断されるものではない。

(5) 3 審査請求人の主張の要旨(2)審査請求人の主張のウについて、対象文書は事業費総額の試算、予算化事務及びPFI方式の採用・不採用判断等を行うために市で算定したもので、事業費を確定するものではない。したがって、事業者選定後の事業契約を締結する段階に市民の代表である市議会を通じて、市民への説明責任を果たすべきものと認識しており、事業者選定中において、確定していない情報を開示することは、逆に市民に混乱を生じさせるおそれがある。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求の対象について

前提として、本件審査請求の対象は、「審査請求書」に記載された「審査請求の趣旨及び理由」によれば、「1. 趣旨」として、「開示請求者が請求している内容と決定通知書には乖離があることから、その是正と供に正式な開示を求めるものである。」とされている。

また、「2. 理由」として、「令和4年3月11日付け荒総合第284号の4における行政文書部分開示決定通知書」と、前処分で開示した行政

文書の件名を記載し、本件開示請求において「（前処分で）開示された文書における金額や記載内容について、その根拠となる数値情報を求めていることにある。」とし、その開示を求めている。

審査請求人は、本件開示請求でウェルネス拠点施設（仮称）整備・運営事業に係るものとして5項目を挙げて開示を求めているが、本件審査請求の理由に該当するものは、「2.（前処分により）開示された文書の作成基礎となる金額（単価など）の引用先若しくは設定の考え方」である。

したがって、審査請求人は、本件開示請求で開示を求める行政文書うち「2.（前処分により）開示された文書の作成基礎となる金額（単価など）の引用先若しくは設定の考え方」に係る行政文書（対象文書）について、開示請求内容と決定通知書に乖離があるため、その開示を求め審査請求しているものと解される。

(2) 小括

そうすると審査請求人は、「市が行った処分」に対して、本件審査請求を行っているものの、上記のとおり、審査請求の対象とされている開示請求書の別紙の2（対象文書）に対応する処分が不存在であるため、本件審査請求は却下となる。

(3) 付言

ただし、このような齟齬が生じたのは、審査請求の対象とされている開示請求書の別紙の2に対応する処分がないことが原因であるが、かかる経緯について、実施機関は、時期は不明であるが、審査請求人に対して、電話で前処分に基つき開示した文書が全てであり、既に審査請求人へ開示している旨を伝えて、対象文書については開示対象から除くことの理解を得たためと、主張している。

しかし、審査請求人は、口頭による意見陳述において、実施機関との電話において、開示対象から除く旨（取下げ等）の意思表示をした事実はないと、明確に否定している。

また、実施機関が、開示対象の範囲について確認をするのであれば、後に行き違いが生じないように、改めて書面の提出を求めるべきであり、それを怠った点には、不備があったと言わざるを得ない。

審査会としては、現在の開示請求書の別紙の2に対応する処分が不存在であるという現状には、些か問題があると言わざるを得ないものである。

6 審査会の審議経過

本審査会の審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年1月20日	行政文書の開示審査諮問書の受理
令和5年1月31日	審査（第1回）

令和５年２月１日	審査請求人へ口頭意見陳述等の申立ての案内文の送付
令和５年２月２０日	・審査請求人から提出された意見書の受理 ・審査請求人から提出された口頭による意見陳述申出書の受理
令和５年２月２２日	実施機関へ意見書等提出依頼書（その１）の送付
令和５年３月１７日	審査請求人から提出された意見書の写しを実施機関へ送付
令和５年４月６日	審査請求人へ口頭による意見陳述の機会の付与に関する通知書の送付
令和５年４月１１日	実施機関から意見書等の送付又は閲覧に係る意見書（その１）の受理
令和５年４月２０日	実施機関から提出された意見書（その１）の写しを審査請求人へ送付
令和５年４月２６日	・審査（第２回） ・審査請求人から提出された意見書（意見陳述補補足書面）の受理
令和５年５月１０日	審査請求人から提出された意見書（意見陳述補補足書面）の写しを実施機関へ送付
令和５年５月１５日	実施機関へ意見書等提出依頼書（その２）の送付
令和５年６月１４日	・実施機関から意見書等の送付又は閲覧に係る意見書（その２）の受理 ・実施機関から提出された口頭による意見陳述申出書の受理
令和５年７月７日	実施機関から提出された意見書（その２）の写しを審査請求人へ送付
令和５年８月１６日	審査（第３回）
令和５年９月１３日	審査請求人へ陳述依頼書を送付
令和５年１０月１２日	審査（第４回）
令和５年１２月６日	書面審議

荒尾市情報公開・個人情報保護審査会

会長 古城 里美

委員 西依 雅広

委員 井寺 美穂

委員 朝田 とも子